事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグループ討議	三時間
修了試問及び補習	一時間

備考

この表において、時間の欄の一時間とは、講習時間が正味五十分以上のものをいい、一日の講習時間は正味六時間を超えないものとする。ただし、この時間の欄の時間は、最低時間であって、一日の講習時間を超えない限度において、最低時間以上講習を実施することを妨げるものではない。

別表第二（第六条関係）

研修内容	時間
自動車運送事業者の運行管理の現場における運行管理者の実務についての実習	三時間
指導及び監督における適性診断の結果の活用方法、当該結果から抽出すべきポイント並びにこれに基づく指導及び助言の手法の習得	四時間
講義において必要とされる手法及びテクニック等の習得	三時間
講義形式の実習	四時間

備考

1　運行管理者として選任された者であって、運行管理の実務の経験がある者にあっては、自動車運送事業者の運行管理の現場における運行管理者の実務についての実習を省略することができる。

2　国土交通大臣が認定する適性診断のカウンセラーの経験がある者にあっては、指導及び監督における適性診断の結果の活用方法、当該結果から抽出すべきポイント並びにこれに基づく指導及び助言の手法の習得を省略することができる。

3　講義を行った十分な経験がある者にあっては、講義において必要とされる手法及びテクニック等の習得並びに講義形式の実習を省略することができる。

4　この表において、時間の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

別表第三（第六条関係）

研修内容	時間
事故事例の分析の結果に基づいて行うグループ討議による事故事例研究等の手法の習得	四時間
自動車事故における生理的及び心理的な要因	二時間

備考

この表において、時間の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

○国土交通省告示第四百五十九号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十四号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三十一条第三項において準用する同令第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領を次のように定める。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）、貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）において使用する用語の例による。

（安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二第二項第四号の告示で定める事項）

第二条　安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二第二項第四号の告示で定める事項は、講師名簿とする。

（安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二第三項の告示で定める書類）

第三条　安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二第三項の告示で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　組織図その他の運行の管理に関する講習（以下「講習」という。）の適正かつ確実な実施を確保する体制を証する書類

三　決算報告書その他の講習を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有していることを証する書類

四　講習又はこれに類するものの実施の実績が十分であることを証する書類

五　実施規程

六　次に掲げる講習の内容に関する書類

イ　講習に係る概要その他の必要な書類

ロ　講習において用いる教本

七　講師（第六条第四号に規定する講師をいう。以下同じ。）の基準を満たしていることを証する書類

（安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更）

第四条　安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更は、第二条に定める事項に係る変更とする。

（安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第二項の告示で定める書類）

第五条　安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第二項の告示で定める書類は、第三条各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

（認定の基準）

第六条　国土交通大臣は、安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二の規定による認定の申請（同令第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第三項の変更の認定について準用する場合を含む。以下同じ。）があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　講習の実施体制について次に掲げる要件を満たしていること。

イ　講習の適正かつ確実な実施を確保する体制が整備されていること。

ロ　講習を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。

ハ　講習又はこれに類するものの実施の実績が十分であること。